

第4章 いのち支える自殺対策における取組

1. 計画の構成

「自殺者をゼロにする」という真剣で具体的な目標をできるだけ早期に実現するため、7つの「基本施策」と2つの「重点施策」、更にその他の事業をまとめた「生きる支援の関連施策」で自殺対策を推進します。

「基本施策」は、国が定める「地域自殺政策パッケージ」において示されている自殺対策を推進する上で欠かすことのできない基盤的な施策をベースに、京丹後市の自殺の現状、取組の課題を含めて、7つの施策としました。

「重点施策」は、本市における自殺のハイリスク層である高齢者と生活困窮者に焦点を絞り、それぞれの対象者に関わる様々な取組を結集させ、一体的かつ包括的な施策としています。

また、基本施策、重点施策以外の自殺対策に関連する事業を、「生きる支援の関連施策」として市全体で取組を進めていきます。

基本理念『誰も自殺に追い込まれることのない、いのちを支え共に歩むまちづくり』

基本方針

- (1) 生きることの包括的な支援として推進
- (2) 関連施策との連携による総合的な対策の展開
- (3) 対応の段階に応じたレベルごとの対策の効果的な連動
- (4) 実践と啓発を両輪として推進
- (5) 関係者の役割の明確化と関係者による連携・協働の推進

7つの「基本施策」

地域で自殺対策を推進する上で欠かすことのできない基盤的な取組

地域におけるネットワークの強化

自殺対策を支える人材の育成

市民への啓発と周知

生きるための相談、支援体制の充実と関係機関との連携

精神疾患の早期発見、早期治療

自殺未遂者、自死遺族の支援

子ども・若者・女性への自殺対策の推進

2つの「重点施策」

京丹後市における自殺のハイリスク群と自殺のリスク要因に沿った取組

高齢者の自殺対策

生活困窮者の自殺対策

生きる支援の関連施策

基本施策、重点施策以外のその他の「自殺対策（生きることの包括的な支援）」の取組

2. 基本理念

『誰も自殺に追い込まれることのない、いのちを支え共に歩むまちづくり』

自殺の背景には、精神保健上の問題だけでなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立などの様々な社会的要因が絡み合っており、自殺は追い詰められた末の結果です。

このため、自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」であり、自殺は個人の問題ではなく、社会的な取組で防ぐことができるものという認識のもと、自殺対策は「生きることの包括的な支援」として、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策が有機的に連携を図り実施していく必要があります。

また、自殺ゼロを実現するためには、行政、関係機関、団体の取組だけではなく、市民一人ひとりが、悩み、苦しんでいる人に気づき、見守ることが必要です。『誰も自殺に追い込まれることのない、いのちを支え共に歩むまちづくり』を基本理念として市全体で取組を進めていきます。

2. 基本方針

(1) 生きることの包括的な支援として推進

自殺は、その多くが追い込まれた末の死であり、その多くが防ぐことのできる社会的な問題との認識を持つことが必要です。自分を大切にすることや信頼できる人間関係、人生の中で起こる危機的な状況をうまく切り抜ける力等の「生きることの促進要因（自殺を予防する要因）」より、失業や多重債務、生活苦等の「生きることの阻害要因（自殺のリスク要因）」が上回った時に自殺リスクが高まります。

そのため、自殺対策は「生きることの阻害要因」を減らす取り組みに加えて、「生きることの促進要因」を増やす取組を行い、社会全体の自殺リスクを低下させることが必要です。自殺防止や遺族支援といった狭義の自殺対策だけでなく、「生きる支援」に関する地域のあらゆる取組を総動員して、「生きることの包括的な支援」として推進していきます。また、この考えは、「誰一人取り残さない」持続可能でより良い社会の実現を目指す「SDGs」の理念と合致するものです。



(2) 関連施策との連携による総合的な対策の展開

自殺に追い込まれようとしている人が、安心して生きられるようにするためには、精神科医療、精神保健のかかわりだけではなく、社会のしくみや制度・経済的な視点、孤独・孤立の問題を含む包括的な取組が重要です。このような包括的な取組を実施するためには、様々な分野の関係者や組織が連携することが必要です。また、属性や世代を問わない包括的な支援体制の構築を目指した重層的支援体制整備事業、地域共生社会の実現に向けた取組や生活困窮者自立支援制度などの自殺対策事業と関連の深い施策と一体的に取り組み、効果的かつ効率的に施策を展開していきます。

全国の自殺者数は依然2万人を超える水準で推移している中、令和3年には小中高生の自殺者が過去最多となっていることから、こどもの自殺対策についても“子どもまんなか社会の実現”に向けて、行政のみならず民間団体等も含めた関係機関との緊密な連携を図ることが望まれます。

(3) 対応の段階に応じたレベルごとの対策の効果的な連動

自殺対策においては、まず社会全体の自殺リスクを低下させる施策として、個人の相談支援（対人支援のレベル）、関係機関等における連携（地域連携のレベル）、制度、計画等の整備や修正（社会制度のレベル）の 3 つのレベルを考え、それらを有機的に連動させ総合的に推進していきます。

また、段階ごとの対応として、自殺の危険性が低い段階における啓発等の「事前対応」と、現に起こりつつある自殺発生の危険に介入する「危機対応」、それに自殺や自殺未遂が生じてしまった場合等における「事後対応」のそれぞれの段階において取組を進めていきます。

なお、「事後対応」については、自殺者及び自殺未遂者やそれらの親族等の心情及び生活の平穏に十分配慮し、不当に侵害することがないように心がけます。

更に、「自殺の事前対応の前段階での取組」として、学校において、児童生徒等を対象とした、いわゆる「SOS の出し方に関する教育」（0 次予防）の実施を推進し、また、併せて「孤立・孤独を防ぐための居場所づくり」等を推進していきます。

(4) 実践と啓発を両輪として推進

令和 3 年の厚生労働省が実施した意識調査では、10 人に 1 人が「最近 1 年以内に自殺を考えたことがある」と回答しているなど、自殺は「誰にでも起こり得る危機」と言えますが、一般的には危機に陥った人の心情や背景が理解されにくい現実があります。そうした心情や背景への理解を深め、危機に陥った場合には誰かに援助を求めることが重要であるということが、地域全体の共通認識となるように積極的に普及啓発をしていきます。

地域で暮らす市民誰もが、身近にいるかもしれない自殺を考えている人のサインに早く気づき、声をかけ、必要な時には精神科医等の専門家につなぎ、見守っていけるよう、広報、研修等を実施していきます。

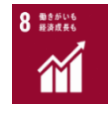
(5) 関係者の役割の明確化と関係者による連携・協働の推進

「誰も自殺に追い込まれることのない、いのちを支え共に歩むまちづくり」を実現するためには、行政、関係機関、団体、企業、市民一人ひとりが連携・協働して市全体で自殺対策を総合的に推進することが必要です。そのために、それぞれの主体が果たすべき役割を明確化、共有化した上で、相互の連携・協働の仕組みが構築できるよう推進していきます。

自殺対策推進のために本計画で取り組むべき SDGs の視点

京丹後市は、令和3年5月に、国の「SDGs 未来都市」に選定されました。第2次京丹後市総合計画においても「SDGs」の活用を掲げています。

「第3次京丹後市自殺のないまちづくり行動計画」と特に関連する視点は、以下のとおりです。本計画を推進していくことが、自殺対策のみならず、SDGsを達成するためにも重要です。

	目標1【貧困】 貧困をなくそう		目標9【イノベーション】 産業と技術革新の基盤をつくろう
	目標2【飢餓】 飢餓をゼロに		目標10【不平等】 人や国の不平等をなくそう
	目標3【保健】 すべての人に健康と福祉を		目標11【都市】 住み続けられるまちづくりを
	目標4【教育】 質の高い教育をみんなに		目標16【平和】 平和と公正をすべての人に
	目標5【ジェンダー】 ジェンダー平等を実現しよう		目標17【実施手段】 パートナーシップで目標を達成しよう
	目標8【経済成長と雇用】 働きがいも経済成長も		

4-1. 基本施策

(1) 地域におけるネットワークの強化



自殺の背景には、様々な社会的要因が複雑に絡み合っているため、自殺対策には様々な視点を含む包括的な取組が重要です。市役所内はもとより、市内の関係機関等が連携し、現状、課題等を明らかにしながら、自殺対策を効果的に推進していきます。

また、丹後圏域、京都府、全国の広域ネットワークとの連携を強化します。

取 組	取組内容	担当部署等
京丹後市自殺ゼロ実現推進協議会 京丹後市自殺ゼロ推進連絡会議	自殺対策の情報共有と行動計画の取組の検証及び評価を行い、中長期的な継続した対策に取り組む。	健康推進課
市役所における相談支援の連携	各課窓口において、生きる支援を必要とする市民からの相談を傾聴し、関係部署、関係機関と連携を図る。	市役所全課
市外のネットワークとの連携を強化	【丹後圏域】みんなで支えあう丹後こころの支援 ネットワーク 【京都府】京都府相談支援ネットワーク 京のいのち支え隊 【全国】いのちささえる真心あふれる社会づくり市区町村連絡協議会	健康推進課

(2) 自殺対策を支える人材の育成



自殺のリスクの高い人の発見、早期対応を図るため、自殺の危険を示すサインに気づき、声をかけ、話を聴き、必要に応じて専門の相談機関につなぎ、見守る「ゲートキーパー（こころ・いのち・つなぐ手）」を養成し、地域における見守り体制を強化します。

取 組	取組内容	担当部署等
こころ・いのち・つなぐ手養成講座	【中央研修】一般市民、民生児童委員、福祉委員、健康づくり推進委員、食生活改善推進員等に対し、養成講座を開催する。	健康推進課
	【企業・職域】市内の企業や事業所等へ出向き、養成講座を開催する。	
	【市職員】市職員は全員ゲートキーパーとして研修を行い、必要な部署は継続的な研修を実施する。 ○対面研修 ○e-ラーニング研修	健康推進課 人事課
	【関係機関等】生活困窮者、高齢者や障害者等に係る関係機関・団体や支援者へのフォローアップ研修を実施する。	健康推進課

(3) 市民への啓発と周知



市民が自殺や自殺対策についての理解を深め、市全体で取組を推進できるよう、講演会等あらゆる機会を利用して周知啓発をしていきます。また問題を抱えた時に適切な支援につながるよう相談窓口についての周知に努めます。

取 組	取組内容	担当部署等
街頭啓発 啓発グッズの配架	自殺予防週間や自殺対策強化月間を中心に相談窓口一覧表や啓発グッズを配布し、広く啓発する。	京丹後市自殺ゼロ実現推進協議会 健康推進課
図書館における特設コーナー	生きるためのヒントや力を与える本の紹介や自殺予防のパンフレットを配架する。	生涯学習課
こころの健康づくり講演会 出前講座（心の健康塾）	自殺やうつ病等の精神疾患に関する知識の普及啓発	健康推進課
相談窓口の広報による情報発信	広報誌・市ホームページへの掲載 相談窓口一覧の掲示（各庁舎・地区公民館など） 街頭啓発時相談窓口一覧配布 「SNS 等相談事業における連携自治体事業」の活用 若年層への情報発信：SOS クリアファイルの配布	健康推進課
メンタルヘルス対策に関する情報発信	メンタルヘルス指針・事業所メンタルヘルス対策の取組助成金紹介 メンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」の周知	丹後労働基準監督署

(4) 生きるための相談、支援体制の充実、関係機関との連携



様々な要因により自殺のリスクが高まっている人に対し、相談、支援体制を整備、充実し、関係機関との連携も含めて、包括的な支援が提供できるよう取り組みます。

取 組	取組内容	担当部署等
ワンストップ総合サポート相談 （生活困窮者自立支援事業）	寄り添い支援総合サポートセンターによる寄り添い型支援 くらしとこころの総合相談会 住居確保給付金事業・就労準備支援事業・家計改善支援事業・一時生活支援事業・子どもの学習支援事業	生活福祉課
こころとからだの相談	保健師・臨床心理士によるこころの健康相談	健康推進課

こころとからだの相談	保健師による健康相談・家庭訪問	障害者福祉課 子育て支援課 健康推進課
	【再掲】「SNS 等相談事業における連携自治体事業」の活用	健康推進課
人権相談	常設相談所、特設相談所	京都地方法務局 京丹後支局
女性相談	フェミニストカウンセラーによる女性相談	市民課
就労相談	若者サポートステーションによる就労相談	生活福祉課
労働者に対する相談	監督署内での総合労働相談コーナー 「個別労働紛争解決促進法」による紛争解決助成制度 労働基準監督員によるメンタルヘルス対策の調査、指導	丹後労働基準監督署
高齢者・介護の相談	地域包括支援センター 認知症初期集中支援チーム	長寿福祉課
障害者相談	障害者（地域）生活支援センター 障害者就業・生活支援センター	障害者福祉課
地域における相談	民生児童委員による見守り・相談	民生児童委員協議会
	身体・知的・精神障害者相談員による相談	障害者福祉課
経営者に対する相談	経営安定特別相談室	京丹後市商工会
法的問題解決のための相談	登記・多重債務・法律相談会	京都司法書士会
	行政書士会無料相談会	京都行政書士会
	丹後法律相談センター大宮相談所	京都弁護士会
精神保健福祉相談	精神保健福祉相談	丹後保健所
生きがいつくりや居場所づくりの推進	地域サロン	社会福祉協議会
	社会的孤立者居場所「黒部の居場所ひまわり」	生活福祉課
	癒しのカフェ通仙亭	癒しのカフェ通仙亭 運営委員会
その他の社会的な取組	成年後見利用援助事業	長寿福祉課 障害者福祉課
	福祉サービス利用援助事業	社会福祉協議会
	精神障害者社会復帰教室	障害者福祉課



(5) 精神疾患の早期発見、早期治療

自殺の原因にはうつ病、統合失調症等の精神疾患が大きく関係していることがわかっています。世界保健機関でも、精神疾患の早期発見、早期治療に取り組むことにより自殺死亡率を引き下げることができるとしています。

必要な医療に早期にかかることができるよう正しい知識を身につけること、うつ状態の早期発見、身近でかかりやすい精神科医療の充実等が必要です。

取 組	取組内容	担当部署等
広報による情報発信 自殺やうつ病の正しい知識の普及啓発	広報誌、ホームページ、FMたんご、ケーブルテレビ等による自殺や精神疾患に対する正しい理解を促す。 【再掲】 こころの健康づくり講演会 出前講座（こころの健康塾）	健康推進課
後期高齢者うつスクリーニング	後期高齢者へのうつスクリーニングを実施して、ハイリスク者を支援する。うつ傾向の人の早期発見、早期対応と、うつ病やこころの健康への意識の向上を図る。	健康推進課
産後うつスクリーニング	エジンバラ産後うつ病質問票※の聞き取りを実施し、ハイリスク者には必要に応じた支援を行う。	子育て支援課
精神科医療の体制の充実	市立病院の精神科外来、心療内科診療の充実を図る。	医療政策課 市立病院
精神障害等に関する労災補償制度の紹介	過重労働や仕事を原因とする精神疾患、自殺等に対する労災補償制度を紹介する。	丹後労働基準監督署

※産後うつの診断に用いられるスクリーニング票



(6) 自殺未遂者、自死遺族の支援

自殺者3人のうち1人に未遂歴があるため、自殺未遂後の対応が大切です。支援が必要な人へ必要な対応ができるよう、個人情報の保護に配慮しながら、医療機関、警察、消防署、丹後保健所等関係機関との連携の強化を図ります。

また、自死遺族は大切な人を亡くした深い悲しみを抱え、ケアが必要な状況にあります。自殺者、未遂者並びにその遺族の名誉や生活の平穏に十分配慮しながら、相談支援と共に自死遺族会の情報提供を行い、市内における自死遺族が想いを語り、分かち合える場について考えていきます。

取 組	取組内容	担当部署等
関係機関・団体等の連携強化による支援	自殺未遂者とみられる患者やその家族に対し、医療機関、警察、消防署、丹後保健所と情報を連携し、退院後のこころのケア及び必要なサービスへのつなぎを行う。	医療機関 警察署 消防署 京都府丹後保健所 健康推進課

専門家による支援体制の整備 自殺未遂者への相談支援と情報提供	自殺未遂者が再び自殺に追い込まれないよう、医療機関をはじめ、京都府丹後保健所の精神保健福祉相談員等と連携を強化。また、必要時ケース検討会議を実施し、支援体制の強化を図る。 自殺未遂者に向けたパンフレットを市内の救急病院及び関係機関等に配架する。	医療機関 京都府丹後保健所健康推進課
自死遺族への相談支援と情報提供	自死遺族に向けたパンフレットを市内の救急病院及び関係機関等に配架する。 自死遺族へのこころの相談に対応する。	健康推進課
自死遺族の交流の場の情報提供	自死遺族の相談先等の周知をし、必要に応じ自死遺族による「わかち合いの場」につなぐ。 市内における自死遺族が気持ちを語り、わかち合える場について考えていく。	健康推進課

(7) 子ども・若者・女性への自殺対策の推進



令和4年10月に閣議決定された新たな自殺総合対策大綱では、令和2年から「子ども・若者の自殺対策をさらに推進する」また「女性の自殺対策をさらに推進する」ことを自殺対策の重点施策とし、子ども・若者に対しては、SOSの出し方教育の推進、いじめを苦にした子どもの自殺予防、自殺リスクの高い子どもへの支援体制の仕組みづくり、子どもの貧困対策、ひとり親家庭の児童生徒への支援、虐待への対応等の強化の必要性が示されました。また、若者の特性に応じた支援の充実も重要とされています。

女性に対しては、若年妊婦や特定妊婦などの悩みや不安を抱えた妊婦等への支援の充実、DVや非正規労働など困難な問題を抱える女性への支援強化の必要性が示されています。

特に、子ども・若者への自殺対策は、現時点での自殺予防になるだけでなく、将来の自殺のリスクを低減させることとなり、重要な取組として推進していきます。

取 組	取組内容	担当部署等
児童生徒の相談・支援体制の充実	臨床心理士による教育相談事業 スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置 京丹後市教育支援センター「麦わら」 心の居場所サポーター・心の教室相談員（スクールサポーター）の配置	学校教育課
	こども家庭相談室	子育て支援課
	SOS ミニレター 子どもの人権 110 番	京都地方法務局
	SOS の出し方や相談窓口等の周知(小学6年・中学3年・高校3年)	健康推進課

生きる力や豊かなこころを育むことができる教育	自他の生命を尊重し、生きていこうとする心を育てる教育 いのちとこころのコミュニケーション事業での自己肯定感を育てる教育（京都府事業）	各小中学校 学校教育課
社会において直面する可能性のある様々な困難、ストレスへの対処方法を身につけるための教育	SOS の出し方教育 ストレスマネジメント教室	各小中学校 学校教育課
いじめの防止対策	いじめ相談専用フリーダイヤル こども SNS（LINE）相談窓口設置 いじめ防止講演会 個別相談	学校教育課
相談窓口の広報による情報発信【再掲】	「SNS 等相談事業における連携自治体事業」の活用	健康推進課
産後うつスクリーニング【再掲】	エジンバラ産後うつ病質問票※の聞き取りを実施し、ハイリスク者には必要に応じた支援等を行う。	子育て支援課
女性相談【再掲】	フェミニストカウンセラーによる女性相談	市民課

4-2. 基本施策の取組目標

(1) 地域におけるネットワークの強化

取 組	取組内容	取組目標 (毎年度)
京丹後市自殺ゼロ 実現推進協議会 京丹後市自殺ゼロ 実現連絡会議	自殺対策の情報共有と行動計画の取組の検証及び評価を行い、中長期的な継続した対策に取り組む。	各 1 回／年程度

(2) 自殺対策を支える人材の育成

取 組	取組内容	取組目標 (毎年度)
こころ・いのち・ つなぐ手養成講座	一般市民、民生児童委員、福祉委員、健康づくり推進員、食生活改善推進員等を対象にした、ゲートキーパー養成講座（中央研修）	300 人／年
	市内の企業や事業所等を対象にした、ゲートキーパー養成講座	3 回／年
	市職員全員ゲートキーパー研修を開催	1 回／年 e ラーニング実施
	高齢者や障害者等に係る関係機関・団体や支援者を対象にしたフォローアップ研修	1 回／年

(3) 市民への啓発と周知

取 組	取組内容	取組目標 (毎年度)
街頭啓発	自殺予防週間や自殺対策強化月間を中心にスーパーマーケットなどで相談窓口一覧等啓発グッズを配布し、広く啓発をする。	4 回／年

(4) 生きるための相談、支援体制の充実、関係機関との連携

取 組	取組内容	取組目標 (毎年度)
生きるための相談、支援	様々な相談や相談機関、支援体制を整備、充実し、必要な人に必要な支援をする。	継続実施

(5) 精神疾患の早期発見、早期治療

取 組	取組内容	取組目標 (毎年度)
うつ病に関する正しい知識の普及啓発	自殺やうつ病等の精神疾患に関する知識の普及啓発をする。	講演会 1 回／2 年 出前講座 3 回／年

後期高齢者うつスクリーニング	後期高齢者へのうつスクリーニングを実施して、ハイリスク者を支援する。うつ傾向の人の早期発見、早期対応と、うつ病やこころの健康への意識の向上を図る。	対象者把握：100% ハイリスク者支援：60%
産後うつスクリーニング	産婦検診、訪問時にエジンバラ産後うつ病質問票の聞き取りを実施し、ハイリスク者への支援を行う。	産後1ヶ月までに2回実施

(6) 自殺未遂者・自死遺族の支援

取 組	取組内容	取組目標 (毎年度)
関係機関・団体等の連携強化による自殺未遂者支援	自殺未遂者やその家族に対し、医療機関、警察、消防署と情報を連携し、退院後のこころのケア及び必要なサービスへのつながりを行う。	連携のシステムの確立・検証

(7) こども・若者・女性への自殺対策の推進

取 組	取組内容	取組目標 (毎年度)
児童生徒の相談・支援体制の充実	様々な相談、支援体制を整備し、悩みや問題を抱える児童生徒にきめ細かな対応をする。	継続実施
産後うつスクリーニング【再掲】	産婦検診、訪問時にエジンバラ産後うつ病質問票の聞き取りを実施し、ハイリスク者への支援を行う。	継続実施

5 重点施策

(1) 高齢者の自殺対策



高齢期は、心身の衰え、疾病、失業、退職、介護、配偶者や友人との死別、将来の生活への悲観等、自殺の危険因子を複数抱える状況にあります。

京丹後市では、65歳以上の高齢者を含む世帯が全世帯の6割弱を占め、高齢者の約4割が独居や高齢者のみの世帯であり、孤立しやすくなり悩みに気づきにくく家族の支援を受けにくい状況になっています。実際に、60歳以上の高齢者の自殺が全体の5割を超えている状況から、地域力の低下や見守る機能が期待しにくい中、問題を解決する糸口をみつけられないまま深刻な状態に陥りやすいと考えられます。

高齢者と高齢者を取り巻く状況をしっかりと把握し、地域包括支援センターや関係機関との連携協力体制の整備、相談業務等に従事する職員の資質向上など必要な支援の実施を推進することが重要と考えます。加えて、アウトリーチによる働きかけも大切です。

取 組	取組内容	担当部署等
支援者の気づきの力を高める	高齢者及び高齢者に関わる関係機関・団体等に対して、ゲートキーパー研修を継続実施する。 複雑な相談を受けることが多いと考えられる地域包括支援センター職員や介護支援専門員等には、フォローアップ研修を実施する。	健康推進課

高齢者が生きがいと役割がもてる地域づくりを推進する	老人クラブ連合会、シルバー人材センター、ボランティア連絡会、地域公民館（高齢者大学、高齢者趣味講座等）の様々な活動の支援を通し、高齢になっても活き活きと生活ができる地域づくりを推進していく。	長寿福祉課 生涯学習課
高齢者の居場所づくりや人との交流ができる機会を充実する	地域の居場所である地域サロンや老人クラブ活動、民生児童委員による友愛訪問等を充実させ、高齢者の孤立を防ぎ、心身の健康の保持増進につなげる。 高齢者サロンの担い手や民生児童委員等との連携を促進し、地域において自殺リスクの高い市民の早期発見と対応を進める。	社会福祉協議会 民生児童委員協議会 長寿福祉課
相談につながりやすい環境をつくる	高齢者の生活や介護についての相談窓口の周知に努める。また、判断能力が低下した高齢者が地域で安心して自立した生活ができるよう、福祉サービス利用援助事業や成年後見制度を利用し、必要な支援が受けられるよう関係機関への制度の周知を図る。	長寿福祉課
介護者へ多方面から支援する	高齢化率が高くなり、介護が必要な高齢者が増加し、高齢者の介護を高齢者が担うケースも多くなっている。介護は介護者にとって心身の負担が大きいため、介護者へ様々な方面から支援し、負担軽減を図る。 高齢者の生活や介護の相談の充実や介護者同士の交流、認知症初期集中支援チームでの認知症の方の自立生活のサポート等に取り組み、その中で自殺のリスクが高い人を発見した時は、関係機関と連携し、対応を進める。	長寿福祉課

(2) 生活困窮者の自殺対策



生活困窮者はその背景として、精神疾患、多重債務、介護、アルコール依存などの多様かつ広範な問題を複合的に抱えていることが多く、経済的困窮に加えて関係性の貧困があるため、社会的に孤立している傾向があります。生活困窮者は自殺リスクの高い人であることを認識した上で、関係機関との連携を強化し包括的に支援していくことが必要です。

取 組	取組内容	担当部署等
生活困窮に陥った方への生きることの包括的な支援を強化する	ア、生活困窮者自立支援制度による支援 生活困窮者の自立のため、複合的な状況に応じて、自立相談支援事業を中核に包括的な支援を提供する。 ○住居確保給付金の支給 ○一時生活支援事業の実施 ○就労準備支援事業の実施 ○家計改善支援事業の実施 自殺のリスクが高い生活困窮者に対しては、自殺予防に関する相談窓口と連携して早期に適切な支援を行う。	生活福祉課 寄り添い支援総合サポートセンター 社会福祉協議会

	イ、居場所の確保による社会的孤立の解消 家庭、地域などに居場所がない生活困窮者は、貧困の深刻化のみならず、精神疾患の罹患や犯罪に巻き込まれる等、自殺に追い込まれる恐れがあるため、自宅から一歩地域にでるきっかけとして、居場所の提供、社会交流事業を開催し仲間づくりや孤立・孤独化を解消し、生きることへ促進要因を増やす。 ○黒部の居場所ひまわり ○地域ボランティア事業 ○交流事業の開催 ウ、生活保護制度による支援 生活保護費を支給することにより、経済に生活基盤を支える。	
支援につながっていない人を早期に支援できる取組を推進する	各相談窓口は多数設置されていても、どこにも相談できず追い込まれた末自殺に至ってしまった人たちが存在することから、相談窓口の周知を含めたアウトリーチや生活困窮から自殺のリスクが高くなった人と接する職員等に対してのゲートキーパー研修を実施し、必要な人に支援がつながるようにする。 京丹後市高齢者等見守りネットワーク・アウトリーチによる早期介入等、地域で見守るしくみを継続、かつ充実していく。 ○くらしとこころの総合相談会の実施 ○高齢者等見守りネットワーク事業 ○地域ひとつなぎ事業 ○ゲートキーパー研修 ○相談窓口の周知	生活福祉課 寄り添い支援総合サポートセンター 健康推進課 社会福祉協議会
関係機関の連携を充実する	生活困窮の端緒となる事象を把握した場合、必要に応じて自立相談支援機関の相談窓口につなぎ、自殺のリスクが高い人には、自殺予防に関する相談窓口との連携を図ることができるよう関連事業に関わるスタッフの研修会の開催やケース会議など、ネットワークの構築を図る。	生活福祉課 健康推進課

6. 生きる支援の関連施策

京丹後市や関係機関の事業の中から、基本施策・重点施策に位置付けた事業以外の「生きる支援」に関わる取り組みを5つの分野に整理しました。「生きる支援の関連施策」としてそれぞれ自殺対策に関連づけることで「誰も自殺に追い込まれることのない、いのちを支え共に歩むまちづくり」の実現を目指します。

(1) 支援の情報を届ける・周知する



1. 事業名	2. 事業概要	担当課
広報紙等による情報発信	・広報媒体（広報紙／おしらせ版／ホームページ／フェイスブック等）により行政および地域の情報等を発信	秘書広報広聴課
「暮らしの便利帳」発行	・行政のしくみや、役所における各種手続き方法、助成制度などの情報のほか、暮らしに役立つ生活情報を手軽に入手できるように住民ガイドブックを発行	秘書広報広聴課
介護サービス手引きの作成	・介護サービスに関する手引きの作成	長寿福祉課
障害者ガイドブックの作成	・京丹後市版「障害者に関する福祉サービスについて」のガイドブックを作成し、手帳交付時に配布。各種障害福祉制度の概要や関係事業所、相談員等の情報を掲載	障害者福祉課

(2) 相談支援、関係機関との連携



1. 事業名	2. 事業概要	担当課
納税相談	・住民から納税に関する相談を受け付ける。	税務課
保育料等の納入相談	・保育料の納入勧奨・相談：保育料が継続的に未納である世帯へ電話で納付勧奨や相談を行う。 ・滞納整理の強化・相談：滞納者に対し電話や保育所等で児童の送迎時に直接保護者と面接し、納付勧奨や相談を行う。	こども未来課
水道料金等納付相談	・水道料金、下水道使用料等の納付に関する相談受付	経営企画整備課
消費者相談・多重債務相談	・消費者トラブルの解決のためのアドバイスやあっせんを行う。 ・債務整理の方法等相談内容に応じたアドバイスや解決方法に応じた法律家や関係機関の紹介を行う。	生活福祉課
養護老人ホームへの入所相談	・経済的理由等により自宅での生活が困難な高齢者への入所手続き	長寿福祉課
障害児支援に係る相談	・児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援の申請にかかる相談 障害児相談支援	障害者福祉課
障害者福祉サービスに係る相談	・居宅介護、同行援護、行動援護、短期入所、生活介護、施設入所、自立訓練・就労移行支援、就労継続支援、グループホーム等の申請にかかる相談	障害者福祉課
自立支援給付（医療）に係る相談	・更生医療、育成医療、精神通院医療の給付	障害者福祉課

1. 事業名	2. 事業概要	担当課
発達支援相談	・子どもの発達に関する相談窓口。必要に応じ、専門機関や支援機関につなぐ支援も実施。概ね20歳未満が対象	子育て支援課
教育支援委員会・就学に関する相談	・特別に支援を要する児童・生徒に対し、関係機関と協力して、個の発達や障害の実態に応じた就学及び教育的支援に関する調査等を行う。 ・教育支援委員会の調査等の結果に基づき、個の発達や障害の実態に応じたきめ細かな相談・支援を行う。	学校教育課
就職面接会・企業説明会・就職個別相談会	・就職面接会の実施 ・企業説明会の実施 ・就職個別相談会の実施	商工振興課
市営住宅家賃整理に関する相談	・滞納者の状況を聞き取り、相談しながら家賃滞納整理事務を行う。	都市計画 ・建築住宅課
職員の安全衛生管理	・職員の健康相談事業	人事課
医療相談・医療連携	・患者及び家族の医療相談時に、支援・相談窓口の紹介やリーフレット配布 ・市町等の支援窓口・相談窓口との支援依頼を含む情報交換、情報共有 ・丹後保健所との連携 ・疾患の状況により専門的な治療が必要な場合、転院等の調整	市立病院
交通事故巡回相談	・交通事故被害者や加害者への巡回相談を実施し、交通事故の民事に関する各種相談に応じる。	丹後広域振興局
ヤングケアラー支援	・ヤングケアラーの相談支援、実態調査、研修会	子育て支援課

(3) 研修等による生きる支援の推進



1. 事業名	2. 事業概要	担当課
人権啓発推進事業	・人権意識の高揚を図るため、各種啓発に取り組む。	市民課
認知症サポーター養成講座	・誰もが安心して暮らせる地域づくりを目指して、認知症についての正しい知識を持ち、認知症の人や家族を応援する認知症サポーターを養成する。	長寿福祉課
健康づくり推進員研修会	・保健事業の啓発や保健師の保健指導業務に協力をするなど、市が行う保健事業の円滑な推進並びに地域住民の健康増進及び健康長寿を図る。	健康推進課
青少年教育研修会	・将来を担う青少年の豊かな人格形成や指導者の資質の向上を図る各種講演会や、子ども教室、あいさつ運動、安全パトロールの実施	生涯学習課
人権教育研修会・学習会	・学校等での人権に関する課題に対する実践発表や人権講演会を行う人権教育研究京丹後市大会を開催	生涯学習課
教職員向け研修・教職員のストレスチェックの実施	・教職員の研修及びストレスチェックの実施によって、生活リズムの向上、体力の向上に 向けた取組を行う。	教育総務課
院内研修	・ゲートキーパーを受講する研修機会があれば積極的に受講する。	市民病院
高齢者大学の実施	・高齢者を対象とした待機的な講座を開催し、学習機会の提供や参加者同士の交流、社会参加、生きがいづくりを促進	生涯学習課

(4) 地域におけるネットワークの強化



1. 事業名	2. 事業概要	担当課
高齢者・障害者虐待防止ネットワーク会議	・高齢者・障害者虐待防止ネットワーク会議を中心に、高齢者及び障害者の虐待防止や早期発見に努め、高齢者及び障害者や養護者への支援を行うとともに、関係機関の連携体制の強化を図る。	長寿福祉課 障害者福祉課
災害時要配慮者支援事業	・災害時要配慮者避難支援プランに基づき、災害時に支援を要する要配慮者の避難支援体制を確立することを目的に台帳の定期更新等を実施するとともに、関係機関との情報共有を図り、災害に備えた地域の協力体制づくりを推進する。	生活福祉課
小地域いきいきネットワーク事業	・地域で見守り、支えあえるしくみづくりのために、自治区、連合区、および自治区を単位とした地域福祉推進組織等が実施する、地域のつながりを活かしたネットワークづくりを支援し、地域の福祉力の増進を図ることを目的とした助成事業 ○対象活動例：調査活動、相談活動、見守り活動、福祉学習、ふれあい事業・支援活動、環境美化活動、広報活動、懇談会など	社会福祉協議会
自立支援協議会の開催	・障害福祉サービス及び地域生活支援事業の円滑な実施を図るとともに、相談支援事業をはじめとする地域の障害福祉に関するシステムづくりに関する協議を進めていくため開催	障害者福祉課
救急活動業務	・救命指示センターの医師との連携を図り、救急救命士が行う救命処置に対する指示、指導及び助言体制の強化や丹後メディカルコントロール協議会を通じた救急活動の事後検証を行い、救急隊員の資質向上に努める。 ・傷病者に自殺未遂の疑いがある場合等、現場の状況、傷病者の精神状態の把握のほか、聞き取り内容及び家族の言動など、以後の治療に必要な情報を搬送先医療機関に伝えと共、警察、保健所、健康推進課等関係機関との連携強化に努める。	消防署



(5) 生きることの総合的な支援の実施・継続

1. 事業名	2. 事業概要	担当課
DV被害者支援事業	・DV被害者に対する諸支援を行うとともに、DV問題の解決に寄与する普及啓発的な活動を行う。	市民課
犯罪被害者等支援事業	・犯罪被害者等についての理解を深めるとともに、犯罪に巻き込まれた市民やその家族の被害の軽減及び回復を図る。	市民課
くらしの資金貸付事業	・一時的に生活の不安定な低所得世帯、または債務整理による生活再建に際し一時的に生活が困窮している世帯に対し、くらしのために緊急に必要なとする資金貸付け、生活の安定や再建を支援する事業	生活福祉課
生活福祉資金貸付事業	・所得が少ない世帯や障害者、療養や介護を必要とする高齢者がいる世帯を対象に、資金の貸付と相談支援を行い、経済的自立と安定した生活の推進を図る。また、貸付世帯に対して、民生児童委員の協力を仰ぎながら相談員が個々の状況に応じた償還支援を行う。	社会福祉協議会
商工業振興融資、信用保証料補助	・融資あっせん ・信用保証制度を利用した中小企業者に対する補助	商工振興課

1. 事業名	2. 事業概要	担当課
児童扶養手当等支給事業	・ひとり親家庭等の児童を養育している母又は父や、父母に代わってその児童を監護・養育する者に児童扶養手当を支給し、家庭の生活の安定と自立の促進を図る。 ・身体や精神に障害を有する児童を監護・養育している保護者等に支給される特別児童扶養手当制度の申請受付等の京都府への進達事務等を行う。 ○児童扶養手当 ○特別児童扶養手当	こども未来課 障害者福祉課
ひとり親家庭医療制度	・ひとり親家庭における医療費自己負担金の助成	保険事業課
京丹後市奨学金事業	・給付奨学金…経済的理由により修学困難な大学等に在学する者に対し給付する。 ・貸付奨学金…経済的理由により修学困難な大学等に進学しようとする者又は大学等に在学する者に対し貸し付ける。	教育総務課
就学援助費・特別支援学級就学奨励費支給事業	・経済的理由により就学に支障をきたしている児童生徒の保護者を支援するため、学用品費、学校給食費、医療費等を支給する。 ・特別支援学級入級児童生徒等の保護者の経済的負担を軽減するため、就学奨励費を支給する。	学校教育課
市営住宅空家募集及び入居者管理事務	・市営住宅に空家が発生した際、入居募集事務を行う。 ・市営住宅の入居者管理事務を行う。	都市計画 ・建築住宅課
障害者就労支援事業	・障害者職場実習促進事業として市役所含め市内企業の実習を支援する。その際、実習生のサポートを行うジョブコーチを配置 ・障害者施設製品販売支援として補助金を交付する。	障害者福祉課
地域活動支援センター事業	・市内3箇所（もみの木、うらしま、聴覚言語障害者センター）の事業所に委託。閉じこもりを防ぎ社会との交流の促進と自立のために、創作活動などを実施	障害者福祉課
精神障害者家族支援	・社会復帰事業として当事者の集まりを市内2箇所ですべて毎月開催 ・当事者の交流や作業療法等自立に向けた取り組みを実施 ・家族会への支援として総会や毎月開催の会へ参加し、交流や相談等実施	障害者福祉課
障害者差別解消の推進	・障害者虐待に関する通報・相談窓口の設置および対応	障害者福祉課
産後ケア事業	・産後ケア事業	子育て支援課
母子家庭等対策総合支援事業	・母子家庭の母又は父子家庭の父が就職に有利な資格取得、職業能力開発の取組及び高等学校卒業程度認定試験の合格のための講座等を受講するために支援金を給付し、自立の促進や生活の負担を軽減する。 ○自立支援教育訓練給付金 ○高等職業訓練促進費 ○ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援給付費	こども未来課

1. 事業名	2. 事業概要	担当課
児童入所施設措置事業	・ 配偶者のいない又はこれに準じる女子と、その者の監護すべき児童を、必要に応じて、母子生活支援施設に入所させ保護する。 ・ 妊産婦が経済的理由により入院助産を受けることができない場合に、必要に応じ、府が指定した助産施設において助産するために入所措置を行う。 ○ 母子生活支援施設入所措置費 ○ 助産施設入所措置費	子ども未来課
地域学校協働本部事業によるボランティアの学習支援、登下校の見守り	・ 各中学校区に1名の地域コーディネーターを配置し、幼稚園及び小中学校の要請に応じて、ボランティアを派遣し、学習支援や登下校の見守り等の活動を行う。	生涯学習課
生活指導・健全育成の体制の確立	・ 問題行動の未然防止を含めた児童・生徒の健全育成のため に、問題事象及び不登校に係る研修体制を各校・各学園で充実させるとともに児童生徒からの相談に対する体制を充実させる。	学校教育課
性に関する指導の推進	・ 児童生徒等に、養護教諭と担任等の教諭が連携して、性に関する指導の充実を図る。	学校教育課
ボランティアセンター事業	・ ボランティア活動に関する相談 ・ ボランティア活動に関する情報の提供 ・ ボランティア活動の輪を広げるため、各種講座の開催 ・ ボランティアグループづくりや運営などへの助言、協力 ・ ボランティア活動を応援するための助成金や機材の貸出 ・ ボランティア活動中の事故等を補償するためのボランティア保険の手続き	社会福祉協議会
奨学金返還支援補助金事業	・ 大学等を卒業し、市内に定住し、かつ就業（市外も可）する者を対象に、大学等の在学中に借り入れた奨学金の返還を支援する。	教育総務課
重度心身障害者医療制度 重度心身障害老人健康管理事業	・ 重度心身障害者における医療費自己負担の助成	保険事業課
高額療養費の支給	・ 国民健康保険、後期高齢者医療被保険者の医療費が自己負担限度額を超えた場合に医療費を支給	保険事業課

第5章 自殺対策の推進体制・進捗管理

本計画の推進にあたっては、京丹後市が主体となり、広く市民や関係機関、団体と共に、それぞれの役割を理解した上で一体となって対応していくことが重要です。

そのため、市内の関係機関及び団体で構成する「京丹後市自殺ゼロ実現推進協議会」を設置し、毎年度本計画の進捗管理を行い、施策の検討・推進、関係機関、団体と連携強化に努めます。

また、庁内の関係部署の長で構成する「京丹後市自殺ゼロ推進連絡会議」を設置し、市役所全体で「生きることの包括的な支援」として、関連する施策を総合的かつ円滑に推進していきます。

京丹後市自殺ゼロ実現推進協議会

会長 市長

参与 京都いのちの電話事務局長

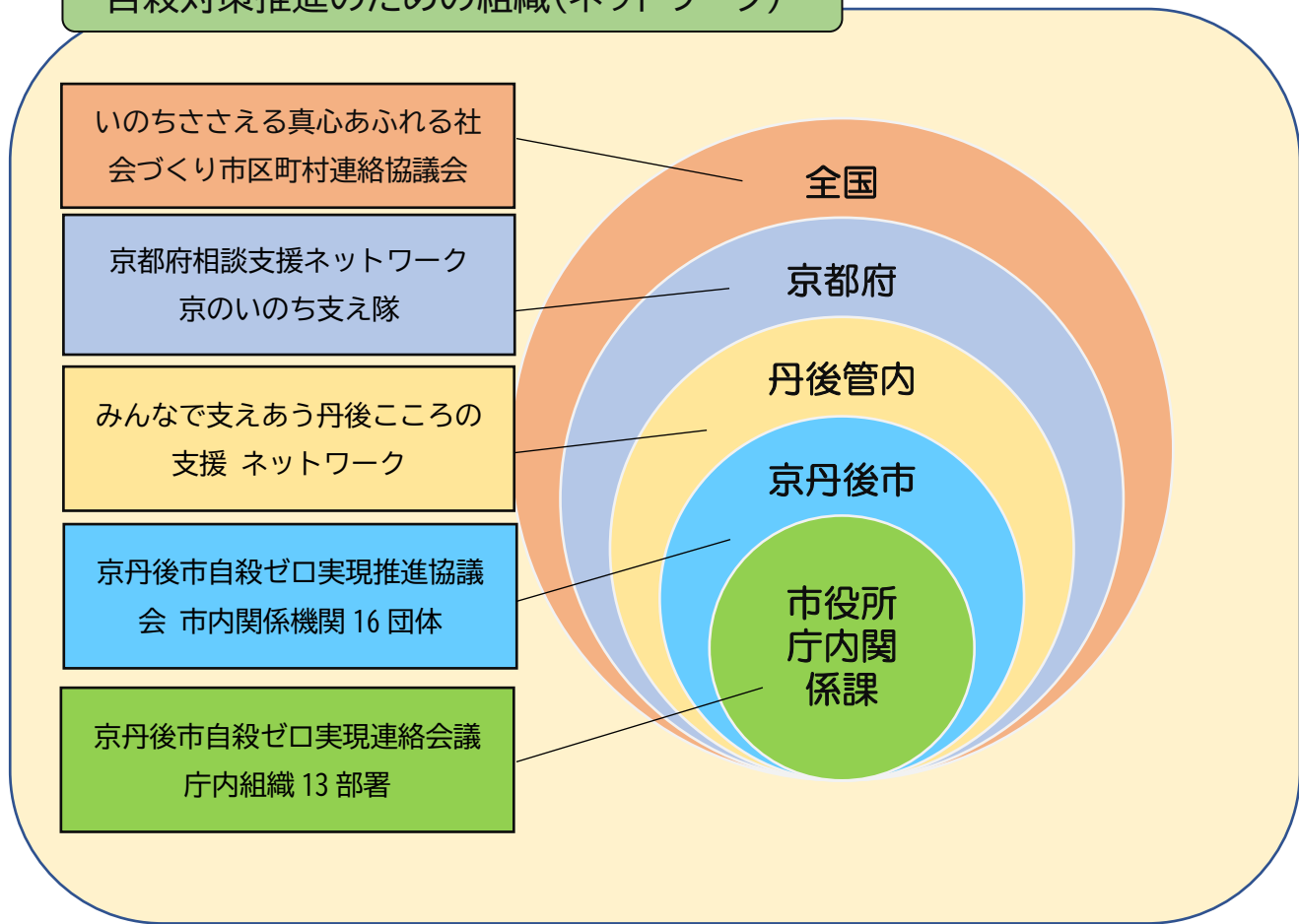
京丹後市消防本部	京丹後市教育委員会	京丹後市市民環境部・健康長寿福祉部・こども部	京都司法書士会丹後支部	法律関係有識者	京丹後市商工会	京丹後市連合婦人会	京丹後市老人クラブ連合会	京丹後市社会福祉協議会	京丹後人権擁護委員協議会	京丹後市民生児童委員協議会	北丹医師会	京都府京丹後警察署	京都府丹後保健所	京都府方法務局京丹後支局	丹後労働基準監督署
事務局：健康長寿福祉部健康推進課															

京丹後市自殺ゼロ実現連絡会議

消防本部総務課長	こども部子育て支援課長	教育委員会事務局学校教育課長	商工観光部商工振興課長	健康長寿福祉部長寿福祉課長	健康長寿福祉部障害者福祉課長	健康長寿福祉部生活福祉課長	医療部医療政策課長	市民環境部保険事業課長	市民環境部市民課長	市民環境部税務課長	市長公室政策企画課長
----------	-------------	----------------	-------------	---------------	----------------	---------------	-----------	-------------	-----------	-----------	------------

事務局：健康長寿福祉部健康推進課

自殺対策推進のための組織(ネットワーク)



参考資料

- ◆自殺対策基本法
- ◆京丹後市自殺ゼロ実現推進協議会規約
- ◆京丹後市自殺ゼロ実現連絡会議設置規程

○自殺対策基本法

(平成十八年六月二十一日)

(法律第八十五号)

第百六十四回通常国会

第三次小泉内閣

改正 平成二十七年九月一日法律第六六号

同二八年三月三〇日同第一一号

自殺対策基本法をここに公布する。

自殺対策基本法

目次

第一章 総則(第一条—第十一条)

第二章 自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画等(第十二条—第十四条)

第三章 基本的施策(第十五条—第二十二條)

第四章 自殺総合対策会議等(第二十三条—第二十五条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、近年、我が国において自殺による死亡者数が高い水準で推移している状況にあり、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して、これに対処していくことが重要な課題となっていることに鑑み、自殺対策に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、自殺対策の基本となる事項を定めること等により、自殺対策を総合的に推進して、自殺の防止を図り、あわせて自殺者の親族等の支援の充実を図り、もって国民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

(平二八法一一・一部改正)

(基本理念)

第二条 自殺対策は、生きることの包括的な支援として、全ての人がかけがえのない個人として尊重されるときとともに、生きる力を基礎として生きがいや希望を持って暮らすことができるよう、その妨げとなる諸要因の解消に資するための支援とそれを支えかつ促進するための環境の整備充実が幅広くかつ適切に図られることを旨として、実施されなければならない。

2 自殺対策は、自殺が個人的な問題としてのみ捉えられるべきものではなく、その背景に様々な社会的な要因があることを踏まえ、社会的な取組として実施されなければならない。

3 自殺対策は、自殺が多様かつ複合的な原因及び背景を有するものであることを踏まえ、単に精神保健的観点からのみならず、自殺の実態に即して実施されるようにしなければならない。

4 自殺対策は、自殺の事前予防、自殺発生の危機への対応及び自殺が発生した後又は自殺が未遂に終わった後の事後対応の各段階に応じた効果的な施策として実施されなければならない。

5 自殺対策は、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携が図られ、総合的に実施されなければならない。

(平二八法一一・一部改正)

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国は、前条の基本理念(次項において「基本理念」という。)にのっとり、自殺対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、自殺対策について、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

3 国は、地方公共団体に対し、前項の責務が十分に果たされるように必要な助言その他の援助を行うものとする。

(平二八法一一・一部改正)

(事業主の責務)

第四条 事業主は、国及び地方公共団体が実施する自殺対策に協力するとともに、その雇用する労働者の心の健康の保持を図るため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(平二八法一一・旧第五条繰上)

(国民の責務)

第五条 国民は、生きることの包括的な支援としての自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるよう努めるものとする。

(平二八法一一・旧第六条繰上・一部改正)

(国民の理解の増進)

第六条 国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じて、自殺対策に関する国民の理解を深めるよう必要な措置を講ずるものとする。

(平二八法一一・追加)

(自殺予防週間及び自殺対策強化月間)

第七条 国民の間に広く自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるとともに、自殺対策の総合的な推進に資するため、自殺予防週間及び自殺対策強化月間を設ける。

2 自殺予防週間は九月十日から九月十六日までとし、自殺対策強化月間は三月とする。

3 国及び地方公共団体は、自殺予防週間においては、啓発活動を広く展開するものとし、それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

4 国及び地方公共団体は、自殺対策強化月間においては、自殺対策を集中的に展開するものとし、関係機関及び関係団体と相互に連携協力を図りながら、相談事業その他それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

(平二八法一一・追加)

(関係者の連携協力)

第八条 国、地方公共団体、医療機関、事業主、学校(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規

定する学校をいい、幼稚園及び特別支援学校の幼稚部を除く。第十七条第一項及び第三項において同じ。)、自殺対策に係る活動を行う民間の団体その他の関係者は、自殺対策の総合的かつ効果的な推進のため、相互に連携を図りながら協力するものとする。

(平二八法一一・追加)

(名誉及び生活の平穏への配慮)

第九条 自殺対策の実施に当たっては、自殺者及び自殺未遂者並びにそれらの者の親族等の名誉及び生活の平穏に十分配慮し、いやしくもこれらを不当に侵害することのないようにしなければならない。

(平二八法一一・旧第七条繰下)

(法制上の措置等)

第十条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(平二八法一一・旧第九条繰下)

(年次報告)

第十一条 政府は、毎年、国会に、我が国における自殺の概況及び講じた自殺対策に関する報告書を提出しなければならない。

(平二八法一一・旧第十条繰下・一部改正)

第二章 自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画等

(平二八法一一・追加)

(自殺総合対策大綱)

第十二条 政府は、政府が推進すべき自殺対策の指針として、基本的かつ総合的な自殺対策の大綱(次条及び第二十三条第二項第一号において「自殺総合対策大綱」という。)を定めなければならない。

(平二八法一一・追加)

(都道府県自殺対策計画等)

第十三条 都道府県は、自殺総合対策大綱及び地域の実情を勘案して、当該都道府県の区域内における自殺対策についての計画(次項及び次条において「都道府県自殺対策計画」という。)を定めるものとする。

2 市町村は、自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画並びに地域の実情を勘案して、当該市町村の区域内における自殺対策についての計画(次条において「市町村自殺対策計画」という。)を定めるものとする。

(平二八法一一・追加)

(都道府県及び市町村に対する交付金の交付)

第十四条 国は、都道府県自殺対策計画又は市町村自殺対策計画に基づいて当該地域の状況に応じた自殺対策のために必要な事業、その総合的かつ効果的な取組等を実施する都道府県又は市町村に対し、当該事業等の実施に要する経費に充てるため、推進される自殺対策の内容その他の事項を勘案して、厚生労働省令で定めるところにより、予算の範囲内で、交付金を交付することができる。

(平二八法一一・追加)

第三章 基本的施策

(平二八法一一・旧第二章繰下)

(調査研究等の推進及び体制の整備)

第十五条 国及び地方公共団体は、自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するため、自殺の実態、自殺の防止、自殺者の親族等の支援の在り方、地域状況に応じた自殺対策の在り方、自殺対策の実施の状況等又は心の健康の保持増進についての調査研究及び検証並びにその成果の活用を推進するとともに、自殺対策について、先進的な取組に関する情報その他の情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の施策の効率的かつ円滑な実施に資するための体制の整備を行うものとする。

(平二八法一一・旧第十一条繰下・一部改正)

(人材の確保等)

第十六条 国及び地方公共団体は、大学、専修学校、関係団体等との連携協力を図りながら、自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるものとする。

(平二八法一一・旧第十三条繰下・一部改正)

(心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進等)

第十七条 国及び地方公共団体は、職域、学校、地域等における国民の心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進並びに相談体制の整備、事業主、学校の教職員等に対する国民の心の健康の保持に関する研修の機会の確保等必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の施策で大学及び高等専門学校に係るものを講ずるに当たっては、大学及び高等専門学校における教育の特性に配慮しなければならない。

3 学校は、当該学校に在籍する児童、生徒等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、当該学校に在籍する児童、生徒等に対し、各人がかけがえのない個人として共に尊重し合いながら生きていくことについての意識の涵養^{かん}等に資する教育又は啓発、困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付ける等のための教育又は啓発その他当該学校に在籍する児童、生徒等の心の健康の保持に係る教育又は啓発を行うよう努めるものとする。

(平二八法一一・旧第十四条繰下・一部改正)

(医療提供体制の整備)

第十八条 国及び地方公共団体は、心の健康の保持に支障を生じていることにより自殺のおそれがある者に対し必要な医療が早期かつ適切に提供されるよう、精神疾患を有する者が精神保健に関して学識経験を有する医師(以下この条において「精神科医」という。)の診療を受けやすい環境の整備、良質かつ適切な精神医療が提供される体制の整備、身体の傷害又は疾病についての診療の初期の段階における当該診療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、救急医療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、精神科医とその地域において自殺対策に係る活動を行うその他の心理、保健福祉等に関する専門家、民間の団体等の関係者との円滑な連携の確保等必要な施策を講ずるものとする。

(平二八法一一・旧第十五条繰下・一部改正)

(自殺発生回避のための体制の整備等)

第十九条 国及び地方公共団体は、自殺をする危険性が高い者を早期に発見し、相談その他の自殺の発生を回避するための適切な対処を行う体制の整備及び充実に必要な施策を講ずるものとする。

(平二八法一一・旧第十六条繰下)

(自殺未遂者等の支援)

第二十条 国及び地方公共団体は、自殺未遂者が再び自殺を図ることのないよう、自殺未遂者等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

(平二八法一一・旧第十七条繰下・一部改正)

(自殺者の親族等の支援)

第二十一条 国及び地方公共団体は、自殺又は自殺未遂が自殺者又は自殺未遂者の親族等に及ぼす深刻な心理的影響が緩和されるよう、当該親族等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

(平二八法一一・旧第十八条繰下・一部改正)

(民間団体の活動の支援)

第二十二条 国及び地方公共団体は、民間の団体が行う自殺の防止、自殺者の親族等の支援等に関する活動を支援するため、助言、財政上の措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

(平二八法一一・旧第十九条繰下・一部改正)

第四章 自殺総合対策会議等

(平二八法一一・旧第三章繰下・改称)

(設置及び所掌事務)

第二十三条 厚生労働省に、特別の機関として、自殺総合対策会議(以下「会議」という。)を置く。

2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 自殺総合対策大綱の案を作成すること。
- 二 自殺対策について必要な関係行政機関相互の調整をすること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、自殺対策に関する重要事項について審議し、及び自殺対策の実施を推進すること。

(平二七法六六・一部改正、平二八法一一・旧第二十条繰下・一部改正)

(会議の組織等)

第二十四条 会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、厚生労働大臣をもって充てる。

3 委員は、厚生労働大臣以外の国務大臣のうちから、厚生労働大臣の申出により、内閣総理大臣が指定する者をもって充てる。

4 会議に、幹事を置く。

5 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、厚生労働大臣が任命する。

6 幹事は、会議の所掌事務について、会長及び委員を助ける。

7 前各項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(平二七法六六・一部改正、平二八法一一・旧第二十一条繰下・一部改正)

(必要な組織の整備)

第二十五条 前二条に定めるもののほか、政府は、自殺対策を推進するにつき、必要な組織の整備を図るものとする。

(平二八法一一・追加)

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(平成一八年政令第三四三号で平成一八年一〇月二八日から施行)

附 則 (平成二七年九月一日法律第六六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第七条の規定 公布の日

(自殺対策基本法の一部改正に伴う経過措置)

第六条 この法律の施行の際現に第二十七条の規定による改正前の自殺対策基本法第二十条第一項の規定により置かれている自殺総合対策会議は、第二十七条の規定による改正後の自殺対策基本法第二十条第一項の規定により置かれる自殺総合対策会議となり、同一性をもって存続するものとする。

(政令への委任)

第七条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成二八年三月三〇日法律第一一号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。

(名称)

第1条 この協議会は、京丹後市自殺ゼロ実現推進協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、自殺対策基本法（平成18年法律第85号）第2条の基本理念に則り、京丹後市内の自殺者ゼロを実現するため、市内の関係機関等が連携し、現状、課題等を明らかにしながら、自殺予防のための適切な対策を推進することを目的とする。

(事業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を行う。

- (1) 自殺予防対策の推進に関すること。
- (2) 自殺予防対策に係る構成団体相互の情報交換及び連絡調整に関すること。
- (3) 自殺予防のための研修及び啓発事業に関すること。
- (4) 前3号に定めるもののほか、目的達成のために必要な事項

(事務所)

第4条 協議会の事務所は、京丹後市峰山総合福祉センター内に置く。

(構成)

第5条 協議会は、別表第1に掲げる市内の関係行政機関及び民間団体等（以下「構成団体」という。）をもって構成する。

2 構成団体は、委員1名以上を選任する。

(役員)

第6条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名

2 会長は、京丹後市長の職にある者とし、副会長は、委員の中から会長が指名するものとする。

(役員の任務)

第7条 役員の任務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し会務を総理する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。

(役員の任期)

第8条 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(参与)

第9条 協議会に別表第2の参与を置く。

2 参与は、会長の求めに応じ協議会の会議に出席し、専門的な指導及び助言を行うものとする。

(会議及びその運営)

第10条 協議会の会議は、次のとおりとする。

(1) 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

(2) 協議会の会議は、必要に応じ随時開催することができる。

2 会議は、役員及び委員をもって構成する。

3 会議は、委員の代理出席を妨げない。

(協議会の運営及び庶務)

第11条 協議会の庶務は、京丹後市健康長寿福祉部健康推進課において処理する。

(委任)

第12条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この規約は、平成18年11月22日から施行する。

平成19年8月31日一部改正

平成21年4月1日一部改正

平成23年4月1日一部改正

平成28年6月28日一部改正

平成29年6月20日一部改正

平成29年6月20日一部改正

令和元年5月15日一部改正

令和2年11月16日一部改正

令和3年8月5日一部改正

別表第 1（第 5 条関係）

京丹後市自殺ゼロ実現推進協議会構成団体

丹後労働基準監督署
京都地方法務局京丹後支局
京都府丹後保健所
京都府京丹後警察署
北丹医師会
京丹後市民生児童委員協議会
京丹後人権擁護委員協議会
社会福祉法人 京丹後市社会福祉協議会
京丹後市老人クラブ連合会
京丹後市連合婦人会
京丹後市商工会
法律関係有識者
京都司法書士会京丹後支部
京丹後市
京丹後市教育委員会
京丹後市消防本部

別表第 2（第 9 条関係）

京丹後市自殺ゼロ実現推進協議会参与

社会福祉法人 京都いのちの電話

(設置)

第1条 自殺対策基本法（平成18年法律第85号）の基本理念に則り自殺予防に関する庁内組織として、関係部署相互の緊密な連携と協力により自殺予防対策の推進を図るため、京丹後市自殺ゼロ実現連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 連絡会議が所掌する事項は、次のとおりとする。

- (1) 自殺の実態及び要因の把握に関すること。
- (2) 自殺予防に関する施策の検討及び推進に関すること。
- (3) 各種関係機関及び団体との連携強化に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、自殺予防対策に関すること。

(構成)

第3条 連絡会議は、別表に掲げる職にある者をもって構成する。

(座長等)

第4条 連絡会議には座長を置き、健康長寿福祉部健康推進課長をもって充てる。

2 座長は、会務を総理する。

3 座長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ座長が指定した者がその職務を代理する。

(会議)

第5条 連絡会議は、座長が招集し、座長が議長となる。

2 連絡会議の構成員は、やむを得ない事情により会議に出席できないときは、当該所属課等の職員を代理出席させることができる。

3 座長は、必要に応じて関係職員、関係機関、団体等の関係者の出席を求めることができる。

(庶務)

第6条 連絡会議の庶務は、健康長寿福祉部健康推進課において処理する。

(その他)

第7条 この訓令に定めるもののほか、連絡会議の運営に関し必要な事項は、座長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成18年11月22日から施行する。

附 則(平成21年4月1日訓令第6号)

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成24年3月30日訓令第3号)

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成29年4月1日訓令第4号）

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年4月1日訓令第5号）

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月22日訓令第8号）

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

構成員
市長公室政策企画課長
市民環境部税務課長
市民環境部市民課長
市民環境部保険事業課長
医療部医療政策課長
健康長寿福祉部生活福祉課長
健康長寿福祉部障害者福祉課長
健康長寿福祉部長寿福祉課長
健康長寿福祉部健康推進課長
こども部子育て支援課長
商工観光部商工振興課長
教育委員会事務局学校教育課長
消防本部総務課長



第 3 次京丹後市自殺のないまちづくり行動計画
～誰も自殺に追い込まれることのない、いのちを支え共に歩むまちづくり～

発行年月:令和6年 3 月

発行:京丹後市 健康長寿福祉部 健康推進課

住所:〒627-0012 京都府京丹後市峰山町杉谷 691 番地

TEL:0772-69-0350 FAX:0772-62-1156

URL: <http://www.city.kyotango.lg.jp/>